

定 款

セーレン株式会社

定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社はセーレン株式会社と称し、英文ではSEIREN CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種繊維製品ならびにその原料の精練、染色、捺染およびその他加工
2. 各種繊維品の企画、製造、販売および輸出入
3. 染料、薬品その他各種化学工業品の製造および販売
4. 染色加工機械その他各種産業機器の設計、製造および販売
5. 電子制御機器、電子部品ならびに電子回路の設計、製造および販売
6. 倉庫業
7. 住宅事業および不動産取引に関する事業
8. 文化、体育、厚生施設およびレクリエーション施設に関する事業
9. 繊維、紙、木材、金属ならびに合成樹脂を材料とする、建築資材・家庭用雑貨の製造、販売および輸出入
10. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、医療用機械器具ならびに医療用材料の製造、販売および輸出入
11. 工作・輸送機械器具、各種工具、窯業製品、各種燃料、石油製品、ゴム・皮革製品、防災機器、公害防止機器、理化学機器、電気器具用品、自動車用品、自動車用附属品、荷造梱包用器材、事務用品、事務用機器・什器備品、教育機器、スポーツ・娯楽用品、食料品、たばこ、酒類、アルコール含有飲料、清涼飲料水ならびに冠婚葬祭用贈答品の販売および輸出入
12. 有価証券の保有、運用、売買、金銭の貸付および債権の売買、債務の保証、引受等の金融業
13. 旅行業法にもとづく一般旅行業
14. 各種動産、不動産のリースおよびレンタル業
15. 印刷業
16. 貨物取扱業および運送代理業
17. コンピュータソフトウェアの開発および販売

18. 労働者派遣業および有料職業紹介業
19. 広告業
20. 産業廃棄物および産業排水の収集、運搬、処理業
21. 前各号に関する技術および情報の販売
22. 前各号に附随関連する一切の事業
23. 前各号の事業に直接または間接に必要な事業に対する投資

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を福井市に置く。

(機関)

第4条 当社は株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞および福井市において発行する福井新聞に掲載して行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億6,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という）を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

② 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託する。

(基準日)

第12条 当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(開催の時期)

第13条 定時株主総会は毎年6月に開催し、臨時株主総会は必要ある場合に随時開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第15条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長が欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法および議決権の代理行使)

第17条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

③ 株主は当社の議決権を有する他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。この場合においては株主または代理人は当社に委任状を提出するものとする。

(議事録)

第18条 株主総会の議事はその経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、当社に保存する。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第19条 当社の取締役は15名以内とする。

(選任)

第20条 取締役の選任は株主総会において行ない、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

②取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(取締役会の権限)

第22条 取締役会は法令に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長が欠員または事故あるときは取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は会日の5日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役会は取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 取締役会の議事はその経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印して当社に保存する。

(役付取締役)

第26条 取締役会はその決議により取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

- ② 取締役会長は業務の大綱を総覧し、取締役社長は業務の執行を統轄する。取締役副社長および専務取締役は取締役社長を補佐し、業務を執行する。常務取締役は各自担当業務の処理に当たる。
- ③ 取締役社長事故あるときは取締役会の決議により、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(代表取締役)

第27条 取締役会はその決議により前条の役付取締役のなかから、会社を代表する取締役若干名を選定する。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

② 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金200万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(職務)

第29条 監査役は取締役の職務の執行を監査する。

(定員および常勤監査役)

第30条 当社の監査役は5名以内とする。

② 監査役会はその決議により常勤の監査役を選定する。

(選任)

第31条 監査役の選任は株主総会において行ない、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

(任期)

第32条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役会の権限)

第33条 当社の監査役会は法令に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲で監査役の職務執行に関する事項を決定する。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会は常勤監査役がこれを招集し、その議長となる。ただし、必要あるときは、他の監査役が監査役会を招集し、その議長となることができる。

② 監査役会の招集通知は会日の5日前に各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議)

第35条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(議事録)

第36条 監査役会の議事はその経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印して当会社に保存する。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

② 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金200万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人の選任は株主総会において行なう。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第40条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金3,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 相談役、顧問および参与

(相談役、顧問および参与)

第41条 当社は取締役会の決議により、相談役、顧問および参与若干名を置くことができる。

第8章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第44条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

付則1 この定款の変更は決議の日から実施する。

大正12年2月26日	作成
大正12年4月22日	制定
大正13年7月20日	改正
大正15年1月17日	〃
昭和5年11月17日	〃
昭和6年 1月25日	〃
昭和7年 1月17日	〃
昭和15年1月22日	〃
昭和17年8月 9日	〃
昭和18年7月29日	〃
昭和18年12月19日	〃
昭和19年6月28日	〃
昭和21年6月29日	〃
昭和23年5月22日	〃
昭和23年9月30日	〃
昭和24年7月20日	〃
昭和26年9月20日	〃
昭和30年9月16日	〃
昭和33年7月21日	〃
昭和34年7月20日	〃
昭和37年5月 1日	〃
昭和37年7月21日	〃
昭和39年7月25日	〃
昭和42年7月25日	〃
昭和44年7月25日	〃
昭和48年1月25日	〃
昭和48年2月 1日	〃
昭和48年7月25日	〃

昭和50年1月25日	〃
昭和57年8月27日	〃
昭和57年10月1日	〃
昭和62年8月28日	〃
平成元年6月29日	〃
平成2年 6月28日	〃
平成3年 6月27日	〃
平成6年 6月29日	〃
平成12年6月29日	〃
平成14年6月27日	〃
平成15年6月27日	〃
平成16年6月29日	〃
平成17年6月28日	〃
平成18年3月15日	〃
平成18年6月22日	〃
平成21年6月23日	〃
令和4年 6月21日	〃

付則2 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずる。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条はなお効力を有する。

③ 本付則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。